

ベリーズの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ベリーズ（英語では「Belize」）は、中央アメリカのユカタン半島の南東部に位置し、英連邦に属する立憲君主制国家である。旧名は「英領ホンジュラス」（英語では「British Honduras」）であったが、1973年に「ベリーズ」に改称した²。北はメキシコ、西はグアテマラに接し、東はカリブ海に面している。国土の面積は約2.3万平方キロメートルで、四国の約1.2倍の大きさである。国土の3分の2は、熱帯雨林で覆われている。首都はベルモパン、公用語は英語であるが、国民の約半数の母語はスペイン語であり、その他に、クレオール語、マヤ語、ガリフナ語等も使用されている。通貨はベリーズ・ドルである。

約38万人いるベリーズ国民のうち、メスチソ（白人と先住民の混血）が約49%、クレオールが約25%、マヤ系先住民が約11%等という構成となっている³。また、カトリックが約50%と多数派を占めるが、プロテスタントも約32%を占める。

現在のベリーズのある地域は、かつて、マヤ文明が栄えていた。1502年にコロンブスがホンジュラス沿岸まで来航したが、現在のベリーズのある地域に上陸するまでには至らなかった。以来、スペインが、マヤ族の抵抗に遭うも、ユカタン半島周辺地域の支配権を確立した。現在のベリーズのある地域は、グアテマラ総督府の管轄に組み入れられたものの、当該地域は密林地帯の彼方にあつたため、事実上、グアテマラ総督府の施政権は及んでいなかった。17世紀に入ると、当該地域に英国の船団が到達し、次第に入植が進んでいった。1798年には、英国入植者がスペイン軍を撃破し、当該地域は、事実上、英国の植民地となった。しかし、1821年に独立したグアテマラは、現在のベリーズのある地域の領有権を主張し、英国と対立した。グアテマラと英国との交渉により、英国が道路を建設する代わりに、グアテマラは英国による当該地域の使用収益権を認めることになったものの、英国は道路建設を行わずに入植者を増やしていった。英国は、この入植地につき、1862年には、ジャマイカ総督管轄下の英国王室植民地として「英領ホンジュラス」を宣言し、1884年には、ジャマイカ総督管轄から切り離された「英領ホンジュラス」を宣言した。1964年、「英領ホンジュラス」は自治権を獲得し、1973年には「ベリーズ」と改称するとともに、首都

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「ベリーズ」の国名は、マヤ語の「泥水」に由来する。

³ 外務省ウェブページ「ベリーズ 基礎データ」。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/belize/data.html>

をベリーズ・シティからベルモパンに移転した。1975年から1977年まで、領有権を主張するグアテマラとの間で国境紛争が激化した。1981年にベリーズは独立を宣言するとともに、英連邦に加盟した。1991年には、グアテマラとの間で国交を樹立した⁴が、国境紛争については未解決となっている（最近では、国際司法裁判所への付託による解決が模索されている）。

ベリーズでは、砂糖、バナナ、柑橘類、ロブスター、マホガニー等の生産・輸出が多いほか、多数のマヤ遺跡及びサンゴ礁等があるため観光業が盛んである。ベリーズは、砂糖価格の低迷、EUのバナナ輸出割当の廃止等の影響により、経済的には立ち遅れていたが、2005年に油田が発見されたこと、及び、農産物生産の多角化、観光業等のサービス業の比重の増加等の経済発展に向けた努力が行われていること等から、今後は、緩やかな経済成長が見込まれている⁵。

ベリーズは、1995年に世界貿易機関（WTO）に加盟した。また、ベリーズは、他の周辺諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、ベリーズは、カリブ共同体（CARICOM）に加盟している。カリブ共同体は、加盟国の経済統合を目指すとともに、加盟国間の外交政策の調整、社会的・文化的・技術的発展のための協力等を行う共同体であり、現在、カリブの14か国1地域が加盟している⁶。また、ベリーズは、中米統合機構（SICA）にも加盟している。中米統合機構は、地域の経済社会統合を図り、平和・自由・民主主義・開発を達成させることを目的としており、現在の加盟国は8か国である⁷。なお、ベリーズは、現在でも、台湾との外交関係を維持しているが、他方、中華人民共和国との貿易取引が増加している（ベリーズにとって、輸入相手国の第2位は中国となっている）。

ベリーズの法制度は、英国法の流れを汲み、①コモン・ロー、②制定法等により形作られている。英国及びコモンウェルス諸国の判決は、ベリーズにおいても、説得力を有するものと取り扱われる。ベリーズの主な制定法は、ベリーズ法律集として、7のVOLUME、34のTITLE、341のCHAPTERに体系化されている⁸。ベリーズ議会で制定された法律であっても、英国法を参考に策定され、類似した内容の規定となっていることが少なくない。

II 憲法

1 総説

ベリーズ憲法は、ベリーズ法律集の「CHAPTER 4」を構成する。ベリーズの現行憲法は、1981年9月21日に採択され、同日に施行された。その後、数度の憲法改正が行われてい

⁴ 本稿におけるベリーズの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2018年版』（二宮書店、2018年）432～433頁等を参照した。

⁵ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/belize/data.html#section4>

⁶ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/caricom/gaiyo.html>

⁷ https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/sica_gaiyo.html

⁸ <http://www.belizelaw.org/web/lawadmin/index2.html>

る（1985年、2001年、2010年等）。

全145条（別紙を除く）から構成されるベリーズ憲法の体系は、表1のとおりである⁹。

表1：ベリーズ憲法の体系（2017年までの改正を反映）

前文			
第1章		国家及び憲法	第1条～第2条
第2章		基本的権利及び自由の保障	第3条～第22条
第3章		市民権	第23条～第29条
第4章		総督	第30条～第35条
第5章		行政	第36条～第54条
第6章		立法	第55条
		下院	第56条～第60条
		上院	第61条～第67条
		権限及び手続	第68条～第93条
第7章		司法	第93A条～第104条
第8章	第1節	公共サービス委員会	第105条～第110B条
	第2節	保安サービス委員会	第110C条～第110D条
	第3節	司法・法律サービス委員会	第110E条～第110F条
	第4節	懲戒事件における不服申立て	第111条
	第5節	公務員の年金法及び年金の権利	第112条～第113条
第9章		財政	第114条～第120条
第10章		雑則	第121条～第131条
第11章		経過規定	第132条～第140条
第12章		廃止及び施行日	第141条～第142条
第13章		公共事業に対する政府のコントロール	第143条～第145条

2 統治機構

（1）行政府

ベリーズの行政権は、国家元首たる英国女王に帰属する。首相の助言に基づき任命された総督（Governor-General）は、女王の代理人として、権限を行使する。総督は、ベリーズ国民でなければならない。但し、現在では、総督の地位は、ほとんど儀礼的なものにとどまるものとなっている。

⁹ ベリーズ憲法は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://nationalassembly.gov.bz/wp-content/uploads/2017/03/Belize-Constitution-2017updated-March.pdf>

ベリーズは、議院内閣制を採用している。行政府のトップは首相であり、内閣を組織する。下院の第 1 党党首が、首相に任命される。連続か否かにかかわらず、過去に議会の会期 3 回にわたり首相をしていた者は、首相として任命されることはできない。

(2) 立法府

ベリーズの立法府たる議会は、上院と下院の二院制が採用されている。下院議員の定数は 31 名である。直接選挙により選出される下院議員の任期は 5 年である。上院議員の定数は 12 名である。上院の機能は、下院を通過した法案を審議し確認することにある。

下院議員となるには、①18 歳以上のベリーズ国民であること、②選挙の指名日より遡って 1 年間以上ベリーズに居住していたこと、という要件を満たす必要がある。

上院議員となるには、①18 歳以上のベリーズ国民であること、②任命日より遡って 1 年間以上ベリーズに居住していたこと、という要件を満たす必要がある。

議会の主な権限は、法律の制定・改正・廃止を行うことである。

(3) 司法府

ベリーズの司法組織には、控訴院 (Court of Appeal)、最高裁判所 (Supreme Court)、治安判事裁判所 (Magistrates' Court) 及び家庭裁判所 (Family Court) 等がある¹⁰。上記のように「最高裁判所」と言っても、ベリーズの司法組織の頂点に位置するものではなく、控訴院の下に位置付けられる下級裁判所であることに留意されたい。

控訴院はベリーズ・シティに設置されており、最高裁判所の判決に対する上訴事件を管轄する。控訴院の長官は、首相の助言に従い、総督が任命する。控訴院の判決に対する上訴事件を管轄するのは、以前は枢密院であったが、2010 年の憲法改正により、カリブ司法裁判所 (Caribbean Court of Justice (CCJ)) に変更された。7 名の裁判官により構成されるカリブ司法裁判所は、2003 年にトリニダード・トバゴの首都であるポート・オブ・スペインに設立され、①カリブ共同体条約に係る紛争について審理・決定する権限、及び②加盟国 (ベリーズ等を含む) における民事事件・刑事事件の上訴審として審理・決定する権限を有する¹¹。とくに、ベリーズ憲法は、①訴額が 18250 ドル以上の民事訴訟の場合、②ベリーズ憲法の解釈上の論点を含む民事事件・刑事事件の場合、③ベリーズ憲法が控訴院の判決への上訴を明示的に規定している場合等において、カリブ司法裁判所への上訴権を認めている。

最高裁判所は、民事事件及び刑事事件を一般的に管轄する。また、治安判事裁判所の判決に対する上訴事件を管轄する。最高裁判所の長官 1 名及び判事 7 名は、首相の助言に従い、総督が任命する。最高裁判所の長官は、野党党首と協議した上での首相の助言に従い、

¹⁰ 『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME I』(ABC CLIO、2002 年) 151～154 頁。

¹¹ <http://www.ccj.org/>

総督により任命される。

治安判事裁判所は、民事事件及び刑事事件の第一審事件を管轄する。ベリーズには、4か所の治安判事裁判所がある。

3 人権

ベリーズ憲法の「第2章 基本的権利及び自由の保障」(3条～22条)¹²及びその他の部分には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、ベリーズ憲法においても、ほぼ同様に保障されているといえる。

ベリーズ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①ベリーズ憲法における財産権の保障に関する規定は、ベリーズの領土内において産出される石油その他の鉱物資源には適用されない。それら鉱物資源は、ベリーズ政府に帰属する(17条3項)。

②緊急事態宣言について、詳細な規定が置かれている(18条・19条)。

③人権保護請求について、明文で規定されている(20条)。人権保護請求とは、不法に憲法3条乃至19条に規定された人権を侵害されるおそれがあり又は既に侵害されている者(その者が拘禁されている場合に限られない)が、最高裁判所に対し、その救済を求めて保護請求を行うことである。

また、英国の影響を受けて、人権条約がベリーズ憲法解釈の法源としてベリーズ国内法に取り込まれることがある。即ち、英国の枢密院は、「*Reyes v. The Queen*」事件(Reyesは隣人を射殺し、死刑宣告を受けた。ベリーズ刑法によると、射殺による殺人は、死刑に処することとなっていた。英国の枢密院は、強制的に死刑を科すこと等の合憲性を審査するため、上訴の特別許可を与えた)において、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」を援用し、「強制的な死刑を認める法律は非人道的な刑罰を禁止するベリーズ憲法に違反する」との決定を下した¹³。

III 民法

ベリーズには、ドイツやフランスにおけるような民法典は無い。しかし、個別の分野ごとに制定された法律として、契約法、財産法、不法行為法、信託法等が存在する。ベリーズの民法の内容は、英国法及びコモン・ローの影響を強く受けている。例えば、ベリーズの財産法(The Law of Property Act)の多くの規定は、英国の1925年不動産法(The Real

¹² ベリーズ憲法は、日本国憲法に比べ、各条文が非常に長いという特徴がある。

¹³ 齊藤功高著「憲法解釈の法源としての人権条約 ―コモン・ロー諸国における現状―」(『文教大学国際学部紀要 第19巻1号』(文教大学、2008年)所収)23頁。

Property Act) と同様である。

ベリーズの土地の買主が売主の権原を確認するための方法としては、譲渡証書、譲渡証明書及び土地証明書がある。不動産に対する抵当権は、不動産調査局に登録しなければならない。

ベリーズでは、原則として、外国人による所有についての制限は存しない。但し、①ベリーズ国民でない者は、ベリーズ法人の株式を取得する前に、ベリーズ中央銀行から許可を得なければならない。また、②ベリーズ国民でない者は、ベリーズ国内の土地（都市部では 0.5 エーカー超、それ以外の地域では 10 エーカー超）の取得の前に、自然資源局に開発計画を提出して事前に許可を得なければならない。

ベリーズの民法分野の法律は、主な体系の全てが成文法だけで形作られているわけではないが、体系の重要な一部を形成していることは事実であり、成文法と判例法の両方を合わせて検討する必要があるといえよう。

IV 商法・会社法

ベリーズの商法・会社法としては、会社法、国際ビジネス会社法、有限責任パートナーシップ法等がある。

前述したとおり、ベリーズ国民でない者は、ベリーズ法人の株式を取得する前に、ベリーズ中央銀行から許可を得なければならない。

ベリーズに子会社たる現地法人を設立する場合の一般的な会社形態としては、「国際ビジネス会社」(International Business Company (IBC)) という有限責任会社が最もよく利用されている。IBC のメリットとしては、①免税が受けられること、②設立・運営の費用が安いこと、③最低資本金制度がないこと、④取締役・株主・実質的所有者等の情報の公開が不要であること、⑤いかなる個人・法人でも取締役・株主等になれること等が挙げられる。IBC に適用される 1990 年「国際ビジネス会社法」(International Business Company Act) は、英領ヴァージン諸島 (BVI) のオフショア会社法の規定を取り入れて発展させたものであり、最もビジネス・フレンドリーな立法の一つであるとされている。IBC の会社名には、「Limited」、「Corporation」、「Incorporated」、「Society Anonyme」、「Sociedad Anonima」、「Aktiengesellschaft」、「Ltd」、「Corp」、「Inc」、「S.A.」、「A.S.」又は「A.G.」のいずれかを含めなければならない。IBC は、ベリーズ国内に登録事務所を置く必要はあるものの、ベリーズ国内に本社を置く必要はない。2013 年「財務報告書法」により、IBC は、ベリーズ国内又は国外において財務報告書を保管しなければならない。IBC は、株主総会を開催する必要はなく、開催するとしても開催場所はベリーズ国内又は国外のいずれでもよい。IBC の設立は、1 乃至 2 営業日以内に完了することが可能である¹⁴。なお、2017 年改正により、IBC の無記名株式の制度は廃止された。

¹⁴ https://www.apintertrust.com/offshore_company/belize_ibc.htm

V 民事訴訟法

ベリーズにおける民事訴訟事件の第一審は、原則として、治安判事裁判所が管轄する。最高裁判所は、重大な民事訴訟事件の第一審を管轄するとともに、治安判事裁判所の第一審判決に対する控訴審をも管轄する。

ベリーズにおける民事訴訟法制度は、基本的に、英国の民事訴訟法制度の強い影響を受けている。実際、ベリーズの民事訴訟においても、英国の民事訴訟で利用可能な多くの救済手段（例えば、差止命令（Injunction）、捜索命令（Search Order）、第三者情報開示命令（Norwich Pharmacal Order）等がある）が利用可能である。

ベリーズの民事訴訟における判決までの一般的な期間は、約 2 年半であるといわれている¹⁵。

VI 刑事法

ベリーズの刑事法としては、刑法典、マネー・ローンダリング法、汚職防止法等がある。

ベリーズで最も多い犯罪は、窃盗及び強盗であるが、その多くが旅行者の多いリゾート地で発生している。また、コカイン・大麻等の薬物犯罪、マネー・ローンダリング、殺人等も発生している¹⁶。とくに殺人は、人口 10 万人あたり 30 件が発生しているが、この殺人発生率は世界 6 位の高さとなる。銃器の不法所持も大きな問題となっており、ベリーズで発生した殺人事件の約 95%は、銃器の使用によるものといわれている。また、南米で生産された薬物の約 90%は、ベリーズを含む中米諸国を通じて米国に到達すると推測されている¹⁷。他方、ベリーズでは、メキシコ・グアテマラ・ホンジュラス・エルサルバドル等の周辺諸国と比べて、組織犯罪は比較的少ない。

近時、ベリーズの刑事司法において大きな問題と考えられているのは、「政治腐敗」の問題である。ベリーズには汚職防止法が制定されているものの、多くの場合、実際には関係者が処罰されていない（「無処罰」）という問題がある。

ベリーズでも、他の多くのラテンアメリカ諸国と同様、刑務所の過剰拘禁や収用環境の悪化という問題が生じている。ベリーズでは約 1100 名が刑務所に収容されている。人口 10 万人あたり 459 人が収容されていることになるが、これは世界の 164 か国中 5 位にランクされるほどに高い収容率であるといえる。女性の構成比は約 6.4%である。ベリーズには

¹⁵

<https://photos.state.gov/libraries/belize/231771/Photos/Belize%202016%20CCG%20final.pdf>

¹⁶ https://en.wikiversity.org/wiki/Comparative_law_and_justice/Belize

¹⁷

http://archive.thedialogue.org/PublicationFiles/IAD9014_Belize_Lopez_Paper_FINAL.pdf

刑務所は1か所しかないが、その施設環境は劣悪であるといわれている¹⁸。

ベリーズでは、死刑は事実上廃止されており、最後に死刑が執行されたのは1985年である¹⁹。

ベリーズにおける刑事訴訟事件の第一審は、原則として、治安判事裁判所が管轄する。最高裁判所は、重大な刑事訴訟事件の第一審を管轄するとともに、治安判事裁判所の第一審判決に対する控訴審をも管轄する。

VII 参考資料

以上、ベリーズ法の概要を簡単に紹介してきたが、ベリーズ法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。しかし、ベリーズは英語を公用語とするため、英語による情報源及び文献・論文等については、比較的多いように思われる。

英国法の流れを汲むベリーズの法令は、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、中米では珍しく英語を公用語とする国であること、政治的に安定した民主主義国家であること、2005年に油田が発見され、経済が着実に成長していること等にみられるベリーズの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、ベリーズの法制度の動向については引き続き注視していく必要がある。今後、ベリーズ法に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.46 No.11』（国際商事法研究所、2018年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第19回 ベリーズ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁸ https://en.wikiversity.org/wiki/Comparative_law_and_justice/Belize

¹⁹ <http://www.deathpenaltyworldwide.org/country-search-post.cfm?country=belize>